

中国残留邦人等及びその親族等に対する日本語教育支援事業実施要綱

平成21年 3月26日制定

平成26年10月 1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(目的)

第1条 この要綱は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が長期にわたり海外に居住することを余儀なくされたため、帰国後相当年数が経過しても日本語の習得が思うように進まず、地域社会で生活する上で日本語による意思疎通が十分にできずに、地域生活や職場などにおいて様々な困難に遭遇していることを踏まえ、それらの者が近隣の日本語教室等を活用して日本語を学習する機会を提供する事業（以下「日本語教育支援事業」という。）を行うことにより、それらの者の日本語による意思疎通力の向上を図り、もって自立の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中国残留邦人等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 親族等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10条に規定する親族等をいう。

(事業対象者)

第3条 日本語教育支援事業の対象となる者（以下「事業対象者」という。）は、中国残留邦人等及びその親族等で永住を目的として本邦に帰国した者であって、市の区域内に居住するものとする。

(事業内容)

第4条 日本語教育支援事業は、次に掲げるところにより実施する。

- (1) 事業対象者に対する日本語教室の開催
- (2) 日本語学習を希望する事業対象者への、近隣の日本語教室を行うボランティア団体又は民間の日本語学校の紹介

(委託)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する日本語教室を実施しているボランティア団体又は民間日本語学校を運営する事業主体に対し、前条第1号の日本語教室の開催を委託することができる。

- (1) 事業対象者に日本語を教え得ると認められること。
- (2) 過去相当の期間、継続して適正な教室運営を行っていること。
- (3) 中国残留邦人等及びその親族等に対し深い関心と理解があり、この事業に対し積極的に協力すると認められること。

2 市長は、前項の規定による委託をした場合は、日本語教室の実施に要する報償費、旅費、需用費及び役務費並びに使用料及び賃借料のうち予算の範囲内で認めたものの合計額を、受託者に対して支払う。

3 市長は、第1項の規定による委託をする場合において、その適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、事業対象者及び受託者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

4 前3項の規定によるほか、委託について必要な事項は、別に定める。

(返還)

第6条 市長は、前条第2項の受託者が、偽りその他不正な行為により同項の規定による支払いを受けたときは、当該支払額の全部を返還させるものとする。

(留意事項)

第7条 日本語教育支援事業の実施に携わる者は、事業対象者の人格を尊重するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。